資料１

景観重要樹木「末町の大欅」の指定の解除について

１．景観重要樹木指定の経緯について

福井市の都市景観を形作る上で重要な価値があると認められる樹木を保全するため、対象となりうる樹木の推薦を地域に依頼。推薦を元に景観審議会において調査、審議し指定候補物件として選定し答申。市が所有者の同意を得られたものを景観重要樹木として指定した。

（１）指定対象の範囲と考え方

指定の対象範囲は、樹木、樹林、並木（海、山、川は対象外）とし、既存景観資源のみとする。

（２）景観重要樹木指定の要件

①樹木自体に価値を有するもの

・樹木等そのものが樹勢及び形状、歴史性に優れていること。

②周辺地域に良好な景観を与えるもの

・樹木等そのものが景観上の核であり、周辺の景観を考える要素を伴っていること。

③市民に親しまれているもの

・見えやすい場所にあり、地域のシンボル、ランドマークの要素を持っていること。

④保存の可能性があるもの

・所有者が良好な維持管理の意思が確認できるものであること。

２．景観重要樹木の指定状況について

指定件数１２件（令和６年３月５日現在）

３．「末町の大欅」の状況について

所在地　福井市末町１４－３５－１　　所有者　末町自治会

（１）指定当時（平成１５年）

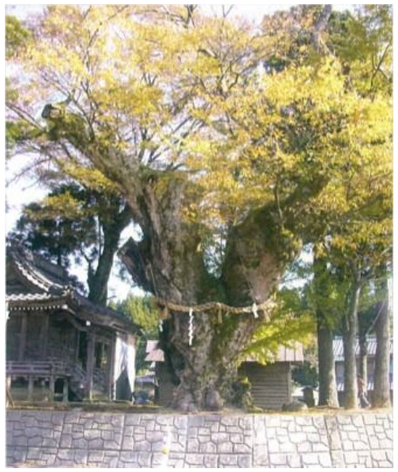

（２）現況写真（令和６年１月撮影）

（３）樹木の生育状況

樹木医に健康状態の診断ならびに再生の可能性とその手法の検討を依頼。

結果は以下のとおり

① 樹木診断結果

大枝　　空洞、樹皮枯死欠損・腐朽、分岐部異常、枯枝、コケ付着

幹　　空洞、樹皮枯死欠損・腐朽、分岐部異常、打診音異常、コケ付着

根本　　空洞、樹皮枯死欠損・腐朽、鋼棒貫入異常、打診音異常、コケ付着

② 樹木の再生について

幹の腐朽欠損が甚大で樹勢も著しく衰えていることから、倒木の可能性が非常に高いと判断せざるを得ない状態。腐朽部の延命手法はあるが、診断結果を鑑みると現実的ではない。

③　総合診断

幹折れや枝折れの危険性は高く、幹からの伐採もやむを得ない。

（４）所有者の意向

数年前の降雪時に幹折れが発生、樹木医に相談し助言を聞きながら、樹木維持につながる処置、補強を実施した。

しかし自治会内からは倒木や枝折れによる事故発生とその責任について不安を感じる声が挙がり、令和６年１月の末町自治会総会において伐採の方針で進めると決議された。

４．指定解除に係る根拠法令等

福井市景観条例第 22 条

第 1 項　市長は、法第 28 条第 1 項の規定に基づき景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

第 2 項　市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

第 3 項　前 2 項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

５．指定解除に対する審議の論点整理

①現状の樹木が、指定要件を満たしているか。

②伐採後の樹木が、指定要件を満たす可能性があるか。